

教育基本法改悪の廃案を求める決議

教育基本法改悪法案（以下、「教基法改悪法案」）は、衆議院教育基本法特別委員会において10月25日に提案説明を行い、30日から実質審議に入ることになった。安倍首相は、教基法改悪法案の成立を重要課題とし、与党とともに今国会で成立させる意向を示しています。

教基法改悪法案は、さきの通常国会において、反対や慎重審議を求める世論、具体的で説得力のある提案趣旨説明すらできない状況などから、継続審議となっていたものである。

私たちは、教基法改悪法案について、おおよそ以下の問題があると考えます。

一、教基法改悪法案は、その立法根拠が極めて曖昧である。これは、先の通常国会同様、「教育をめぐる諸情勢の変化の中で教育の根本にさかのぼった改革が求められている」といった極めて抽象的な説明に終始し、現行教基法のどこが問題で、それによりどのような問題や課題が生じているのか、具体的・説得的に説明していないことから明らかである。加えて、先の通常国会では、立法過程である与党検討会の議論内容すら公開されなかった。結局のところ、現行教基法をかえる理由はまったくなく、というほかない。

二、教基法改悪法案は、我が国の教員全般を政府の統制化におくことになる。これは、現行教基法第10条において教育を行政や権力が支配することを禁止しているものを、教基法改悪法案第16条で教育を法律にもとづいて行政や権力が支配できることを可能としている。そしてその具体化として、同第17条で教育振興基本計画による「教育振興」の枠組みを規定している。これは、法および政府が定める教育振興基本計画、すなわち政府の定める教育のみを行うという、政府による教育統制を正当化するものである。

三、教基法改悪法案は、国民の思想・信条・良心の自由を「教育」の名の下に侵害することになる。これは、第1条で「人格の完成」に加え、「国家及び社会の形成者として必要な資質」を備えさせること、第2条で5つの道徳的な目標の達成することを規定している。すなわち、「二」で指摘した政府による教育統制とあわせて考えると、政府が定める道徳目標をあらゆる場面で強制することを正当化することになるからである。

四、教基法改悪法案は、政府の教育に対する財政責任や役割を曖昧にする。これは、現行教基法が第10条で教育目的の遂行に必要な諸条件の整備確立を目標とすることとしているが、教基法改悪法案では第17条第4項で政府の統制化を前提に、必要な財政上の措置を講じることとしている。つまり、必要な諸条件の整備確立から、政府が必要と認める措置へと財政上の責任を後退させているのである。また、同時に、「振興計画」に基づく財政上の措置を行うことにもなる。

五、教基法改悪法案は、大学から自治や学問の自由を奪い、大学に統制と淘汰を迫るものである。教基法改悪法案は、第7条で、大学は「成果を広く社会に提供」して「社会発展に寄与」すること、「教育及び研究の特性が尊重」されることを規定している。これは、憲法のように大学の自治や学問の自由を明確に保障していないことから明らかである。また、わざわざ「社会貢献」を明記したことや上記「三」との関係からは、政府が定める教育研究や社会ニーズに応じた教育研究をせざるを得なくなることにありえる。さらに、上記「二」及び「四」との関係からは、政府の計画・施策にそった財政配分がなされ、政府の施策に従属して国庫補助を獲得するか、国庫補助をあきらめるかを迫ることにつながる。

以上、教基法改悪法案は、教育を国家の管理統制化におくことにより、国家に従属する国民づくりの枠組みをつくる反民主主義的な悪法といえる。私たちは、民主主義社会を支え、教育研究の自由を守るために、教基法改悪法案の廃案を要求する。

2006年10月28日

九州私大教連第18回定期大会